

## 10 令和2年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

### (1) 定期監査（9箇所9件）

#### ア 危機管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
消防学校	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 訓練装置の破断事故の発生</p> <p>3 内容 令和元年11月、静岡県消防学校における消防職員専科教育警防科の実科訓練中、濃煙熱気実火災訓練装置のコンテナ天井部が破断し、修繕に約1千万円を要した。事前の安全確保が不十分であったため事故を予見できず、重大な人的被害が生じた可能性もあり、訓練の安全管理に問題があった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の指摘に対する措置として、事故発生後速やかに事故の概要や原因、再発防止策等を取りまとめた調査報告書の作成に着手し、令和2年3月に完成させました。</p> <p>調査報告書に引き続き、令和3年3月に濃煙熱気実火災訓練実施要領及び濃煙熱気実火災訓練装置取扱説明書等を整備し、今後はこれらのマニュアルに基づき訓練を実施します。</p> <p>また、学校教官を対象とした訓練の実施、チェックシートによる訓練実施前の訓練装置の点検、訓練日報による訓練結果の定期的な振り返り等を行うことで、職員の安全確保に対する意識の向上を図り、二度とこのような事故を起こさないよう安全管理の徹底に努めて参ります。</p>	

イ 経営管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津財務事務所	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延</p> <p>3 内容 令和2年6月に納税者からの問い合わせにより、平成26年に取得された家屋1件について、現地調査を実施し取得者に評価額を連絡したものの課税を行わず放置していたことが発覚し、平成25年から26年にかけて取得された別の家屋1件についても同様に放置していた。当事案2件の課税については、令和2年度と著しく遅延した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>不動産取得税の評価業務は、市町から評価通知を受けた家屋等を、現地調査のうえで家屋評価額を算定し、課税しますが、評価額を市町へ翌年2月までに通知する必要から年度単位で課税し、評価家屋整理簿に記載していました。評価額の説明や持分割合の確定に時間を要する等により年度内に課税できない事案では、翌年度以降の評価家屋整理簿に記載されないため、その場合に進捗管理が十分にされていない状態でした。</p> <p>このような事案は、年2回作成する税込見込算定資料（県評価家屋リスト）で進捗状況を確認できますが、今回指摘の事案は、評価整理簿の管理及び税込見込算定資料（県評価家屋リスト）の作成を職員1人で担当し、ダブルチェックによる確実な進捗確認がされていませんでした。</p> <p>平成27年度以降の評価家屋整理簿は、データベースにより担当課で共有管理し、課長を含む担当職員が確認できるように整備されています。</p> <p>今回の指摘を受けて、前年度以前に評価完了したのも複数の職員（課長及び班長）により全ての案件が課税されるまで進捗管理することとし、さらに毎月の所長・次長による業務進行管理ヒアリングでは、「税務事務進行確認表」に加えて、前年度に未課税となった事案を記載した「未処理案件一覧」を併せて提出して、所内で進捗管理の共有を図るよう改めました。</p> <p>また、経営管理部税務課が、税務事務進行管理マニュアルを改正し、不動産取得税（建築分）の事務進行管理上での通常の処理期間を明記したので、この処理期間を大きく超える事案は、複数の職員が随時進捗状況を確認して、適正に管理していきます。</p>	

ウ 経済産業部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
中遠農林事務所	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事現場等における第三者事故の多発</p> <p>3 内容 令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故が5件（人身1件、物損4件）発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（発生所属における措置）</p> <p>これまで工事安全パトロール及び安全講習会などを実施し、安全管理意識の徹底を図り、工事事故防止に努めてきました。</p> <p>令和元年度に発生した人身事故1件は土砂運搬中のダンプトラックの交通事故で運転者の不注意で交通信号を見落としたものであり、物損事故4件は管理設工事中に誤って既設水道管を破損したもので、掘削する作業員への指示の不足と作業員の不注意によるものであり、さらに水道管理者から提供を受けた管理図の精度が低く、これに基づき掘削を行ったことも事故発生の一因となっています。</p> <p>事故後、直ちに事故を起こした受注者へ再発防止に向けた危険予知（KY）活動等の実施を指示し、安全確保に向けた意識の徹底を図りました。特に埋設管破損事故の原因となる不明管について試掘数を増やして発注し、可能な限りその位置を把握するよう指示しました。また、当所が所管する工事受注者を対象に所長より事故防止に向けた注意喚起を行いました。</p> <p>さらに、令和2年10月からは事務所発注の全ての工事に、「ハザードマップ」と「予想される事故対策リスト」の作成を義務付け、特に管理設工事等は「支障物対策チェックシート」を添付させ、これに基づくKY活動の実施や工事の進捗に合わせ内容の見直しを行うよう指導しています。</p> <p>また、労働基準監督署や建設業協会との合同パトロールを2回、事務所単独パトロールを2回、事務所検査監による抜き打ちのパトロールを9回と、例年以上に実施回数を増やし指導を強化しております。</p> <p>今後は、水道管理設位置等の危険箇所の事前調査に加え、これらの取組を継続するとともに、事故防止に対する意識を高め、安全に作業にあたるよう下請けも含めた工事関係者一人ひとりへの指導を徹底し、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に努めます。</p> <p>（経済産業部における措置）</p> <p>今回の第三者事故の発生を重く受け止め、類似事故の発生を防止するため、各農林事務所長に対し具体的な安全対策と受注者への指導を徹底するよう通知し、事故の再発防止に努めています。</p>	

エ 交通基盤部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
下田土木事務所	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内容 令和2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>交通基盤部では平成30年度に「事故対策PDCA」の実施などを内容とした「工事事故防止行動計画」を策定し、同計画の下、当事務所においても工事事故防止に努めてきました。</p> <p>しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上半期に開催した安全講習会が資料配布による講習会となったほか、例年6回実施していた建設工事等安全パトロールも3回に減少するなど、工事事故防止への周知や現場での指導の機会が減少しました。</p> <p>このような状況において、現場における安全管理に対する意識の徹底が不十分となり、誤った作業方法等を起因とする工事事故が発生しました。</p> <p>2 改善措置</p> <p>(1) それぞれの工事事故発生後、速やかに、当事務所の課長以上の職員及び検査監を委員とする「建設工事等安全管理推進委員会」を開催し、事故の原因把握と再発防止策の検討を行いました。</p> <p>(2) 受注者に対し、事故原因に対する作業方法等について対策を講じさせるとともに、再発防止に向けた安全管理の徹底のため、安全教育を強化するよう指導注意等を行いました。</p> <p>(3) 建設工事等安全パトロールに加え、月1回程度、工事担当課による抜き打ちのパトロールを行うよう、現場での指導を強化しました。</p> <p>(4) 重機転倒事故の発生を受け、令和2年9月に、当事務所工事担当課へ事故再発防止の資料（クレーン仕様を備えた車両系建設機械の適正な使用）を配布し、工事事故への注意喚起を行いました。</p> <p>(5) 令和2年11月と12月に開催した安全講習会は、建設工事安全対策の伝達を確実なものとするため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、対面開催としました。</p> <p>(6) 第三者事故の発生を受け、令和2年12月に、第三者事故の案件を抜粋した「工事事故防止行動計画ニュースレター」を受注者へ配布し、工事事故への注意喚起を行いました。</p> <p>(7) さらに事故が多発している地区の建設業者へ「架空線が近接する現場の施工留意点」を配布し注意喚起を行いました。</p> <p>3 今後の事故防止対策</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら建設業協会との意見交換会を開催し、協会関係者の工事事故防止意識の一層の向上を図ります。</p> <p>(2) 受注者への注意喚起を図るとともに、事故リスクの想定などを受注者へ適切に指導できる職員を育成するため、受注者・発注者合同で、建設工事の安全対策に主眼を置いたOJTや、業務改善VEを行い、工事事故の発生防止に努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
袋井土木事務所	令和2年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 河川占用料等に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内容 平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収1,124,500円、還付加算金52,000円が発生していた。また、平成22年度から令和元年度までの道路占用4件について、県管理道路を市町へ移管した後も占用許可を更新し占用料を徴収していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>河川占用料については、電線の占用料の算出に際し、管線類50cm未満（1m当たり150円）で計算すべきところ、管線類50cm以上（1m当たり390円）で計算していた等の理由により発生したものです。</p> <p>令和元年度中に、過去5年間に遡って算定金額の検証を行い、誤徴収の有無を調査しました。その結果に基づき、誤徴収の対象となった占有者に説明の上、令和元年度に還付を行いました。</p> <p>再発防止策として、占用料を算定する際には、複数名によるチェックを徹底するとともに、その過程と結果をチェックリストにより可視化し、正確な算定に努めます。</p> <p>道路占用料については、県管理道路を市町へ移管する際に、市町や占有者との間で占用許可切替え手続に不備があったため、継続して占用更新したことにより発生したものです。</p> <p>令和元年度に、過去10年間に遡って移管箇所の占用許可切替え手続の不備の有無を調査しました。その結果、不備があったもののうち、誤徴収の対象となった2件については、占有者に説明の上、還付（計9,100円）を行いました。</p> <p>再発防止策として、移管手続の際には、引継ぎすべき占用物件の有無について、複数名によるチェックを徹底するとともに、占有者から廃止届が提出されない場合にはフォローアップを徹底し、誤徴収の発生防止を図ります。</p>	

オ 教育委員会（3箇所3件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御殿場高等学校	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 実習室での火災の発生</p> <p>3 内 容 令和元年10月、御殿場高等学校工作室において、実習担当教員が不在になった際、レーザー加工機から出火し、加工機の一部及び加工機周辺が延焼し、煙を吸った教員4名及び生徒1名が近隣の病院に救急搬送された。これにより、加工機（購入額 1,541,378 円）の焼失、建物の一部が損傷したことによる修繕費用 442,970 円の損害を与えた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本事案が発覚した翌日に、火災が発生した工作室、教職員が常駐する職員室、事務室での対応や活動を取りまとめ、火災の発生当時の状況を確認しました。</p> <p>教職員が日頃の備えや安全管理の観点から事故を振り返り、火災発生時における消火活動や生徒の安否確認事項、施設設備被害状況の把握などを検証し、再発防止のため、安全管理体制の強化について検討しました。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>(1) 実習室の工作機械等の管理マニュアルを作成していませんでした。</p> <p>(2) 災害発生時の情報連絡体制を整備していませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>(1) 工作機械ごとのマニュアルを作成し、工作機械での作業は教員の立会いのもとで行うことを明記しました。</p> <p>(2) 消防・防災計画書に情報伝達体制を明記し、(1)のマニュアルと併せ、全教職員に周知しました。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
三島南高等学校	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 業務委託等に係る不適切な会計事務処理</p> <p>3 内容 三島南高等学校の職員は、委託料等の支払いや電気使用料の調定漏れを起こし、それを隠蔽するため、支払いの根拠となる支出負担行為等の減額や自費での支払いなど複数の不適切な会計事務を行っていた。また、上司も不適切な事務処理に気が付かないなど業務管理が不十分であった。</p> <p>不適切な会計処理は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清掃業務委託において、令和2年3月作業分の委託料の支出負担行為等を無断で減額し、未払いとなった。また、清掃業務委託で発生する汚泥の処分費の会計書類を作成せず、不適切な事務処理を隠すため、自費で支払いを行った。</li> <li>2 自動販売機及び空調機の電気料の調定に当たり、使用量をねつ造し、実態とは異なる電気使用量に基づき調定を行った。</li> <li>3 令和元年10月分の自動販売機の電気使用料について、自動販売機設置者あての納入通知書を紛失し、通知書を発見した2年4月に自費で支払いを行った。</li> <li>4 空調修繕工事等の支払を行わず、それを隠すため支出負担行為等を減額し、関係書類を紛失した。</li> </ol>	
<p>【措置の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校としての課題認識 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 清掃業務業務委託については、定例業務の失念防止策として、進捗管理用「会計チェック表」を作成していましたが、当該業務についての記載が漏れていました。</li> <li>(2) 電気使用量については、担当職員の目視に任せきりで、確認が不十分でした。写真での確認や複数名での巡回確認などを行っていませんでした。</li> <li>(3) 担当職員の「相手方へは確認して納入手続きが完了済」との口頭報告に頼り、「領収書写し」や「納期後収納一覧表」等による確認を行っていませんでした。</li> <li>(4) 支出負担行為同等会計書類をチェックするだけで、組織として決裁後の執行未済がないか確認していませんでした。</li> </ol> </li> <li>2 学校における再発防止策 <p>以下の取組などにより、適正な会計事務処理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会計チェック表に漏れなく記載するとともに、担当者以外も進捗状況を確認できるよう、毎年、毎月の定例業務を業務予定用ホワイトボードに実施予定日を記載するなど相互にフォローできる体制としました。</li> <li>(2) 電気使用量については、写真での確認や複数名での巡回確認など事務職全員が確認できる体制としました。</li> <li>(3) 会計書類の目視確認に加え、「収納未済一覧表」等に見落としがないよう、複数の職員で確認することとしました。</li> <li>(4) 令和2年6月から2か月ごとに「財務会計システムによる執行未済確認」を打ち出し、複数の職員で未執行の有無を確認することとしました。</li> </ol> </li> </ol>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
磐田西高等学校	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 部活動費の不適切な管理</p> <p>3 内容 磐田西高等学校の教諭は、顧問を務める部活動の父母会から県外遠征費として預かった部活動費約340万円のうち、約30万円を遠征期間中に紛失した。また、遠征終了後に、残金を自己預金口座及び現金で管理し、必要もなく引き出すなど不適切な管理を行い、自宅に置いていた遠征費用の残金約120万円が盗難にあった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本件は、父母会が管理する部活動の遠征費用の金銭の管理が徹底されていなかったこと、学校が管理方法を事前に把握していなかったことが原因です。</p> <p>事態が発覚した時点で、父母会に経緯の説明と謝罪をしました。</p> <p>また、今回監査による指摘を受け、令和3年4月15日に父母会に部活動費用の金銭の管理方法の徹底の依頼をし、4月27日の職員会議の際に本校教職員に対して、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>父母会がある部活動については、再発防止の取組として、金銭の管理を徹底すること、遠征費用等やむを得ず顧問に現金を預ける場合には学校に連絡すること、定期的に収支報告書を閲覧させていただくことを文書で依頼しました。</p> <p>父母会がない部活動については、部費の集金を行う場合は通帳により管理し、年度末には収支報告書を学校に提出してもらうこととしました。</p> <p>また、不祥事根絶の取組として、一時的な集金がある場合は、必ず保護者あての通知を校長名で配布すること、会計処理についての校内研修を年3回実施することとしました。</p>	



カ 警察本部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
交通規制課	令和2年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 公安委員会の意思決定のない一時停止標識の設置</p> <p>3 内容 平成30年3月から令和2年5月までの間、安倍川駅東口付近交差点に、県公安委員会の決定を受けることなく一時停止標識を設置し、効力のない標識により交通取締りを行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件事案の原因は、警察署が道路標識施工後の現場立会いを実施せず、交通規制の内容と現場に設置された道路標識の異同を確認しなかったことや、交通取締り前に交通規制の照会を受けた際、十分に交通規制の内容を確認しなかったことなどにあります。</p> <p>このため、全署において一時停止標識の現場点検による交通規制の意思決定の内容との照合を行うとともに、道路標識等の設置後に現場立会いを実施し、当該交通規制の意思決定内容や工事が設計どおりに行われているか確認を徹底するほか、交通取締り時においては、交通規制の有無だけでなく交通規制の方向等意思決定の内容にも踏み込んで確認を行うなど、再発防止に取り組んでおります。</p>	

## (2) 随時監査（1箇所1件）

### ア 健康福祉部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
障害者政策課	令和3年3月3日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	業務委託の不適切な事務手続き
3 内容	平成31年度パラスポーツ王国推進事業業務委託における委託事業実施計画書の日付が空欄となっていた。障害者政策課の担当者が受付日より遡った日付を記入し、同日付の受領印を押していた。また、前払金請求書についても、提出日付が空欄であったため、同課の担当者が日付を記入し、同日付の受領印を押していた。
<b>【措置の内容】</b>	
1 所属としての課題確認	本件は、委託事業実施計画書及び前払金請求書の日付について、事業者が記入をするべきところ、事業者から提出された書類の日付を職員が加筆することが不適切であるという認識が薄かったことにより担当者が受付日より遡った日付を加筆し、同日付けの受付印を押していたものであります。 監査終了後、ただちに今回の事案を課内で共有し、不適切な事務処理をしないよう、以下のとおり全職員に周知しました。
(1)	事業者等が作成し、県に提出された文書について不備があった場合には、事業者等に修正を指導すること。
(2)	提出期限の遵守について、事業者等を指導すること。
(3)	職員が加筆、修正等を行ったり、遡った日付の受付印を押したりすることは不適切な行為であること。
2 所属における再発防止策	担当者のみの問題とすることなく、課長、課長代理、班長等が十分にチェックを行うなど、組織を挙げて事務の適正執行に取り組みます。

### (3) 臨時監査（1箇所1件）

#### ア 教育委員会（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
高校教育課	令和2年12月9日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 特定個人情報の不適切な取扱い 3 内容 高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から高校教育課へ書類送付の過程で特定個人情報が記載された用紙1枚（1人分）が紛失した。 高校教育課は、特定個人情報等取扱規程に基づく、特定個人情報等が記載された書類を取得した際の確実な受領確認を行っていなかった。	
<b>【措置の内容】</b> 1 所属としての課題確認 本事案は、特定個人情報等取扱規程に基づき、特定個人情報等が記載された書類を取得した際開封時の複数人による確認を行うべきでしたが、担当者のみ確認が常態化しておりました。 なお、令和2年10月9日に、学校長が当該保護者に状況説明及び謝罪をしました。 また、今回の事例発生後、他の学校へ注意喚起の通知を行いました。 <問題点> (1) 課内で書類を取得する際には、複数人による確認をする体制がとれていませんでした。 (2) また、複数人による確認作業を行えるよう、ゆとりを持った事務処理期間の確保が必要であることを課題として認識しました。  2 所属における再発防止策 (1) 課内で取得状況確認表を作成し、確認作業を複数人で行う体制としました。 (2) 学校の規模に応じて、個別に提出期限日を設定し、事務処理の平準化、チェック体制の強化を図ります。	